

募集

放送大学4月入学生募集

放送大学はテレビ・ラジオで授業を行う通信制の大学です。平成18年4月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付しますので、お気軽にお問合せください。

募集学生の種類

- 教養学部
 - 科目履修生（6カ月在学し、希望する科目を履修）
 - 選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）
 - 全科履修生（4年以上在学し、学士の学位習得を目指す）
- 大学院
 - 修士科目生（6カ月在学し、希望する科目を履修）
 - 修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

受付期間 平成17年12月15日（木）～平成18年2月28日（火）
資料請求（無料）・問合せ先
〒790-0082 6 松山市文京町3（愛媛大学内）放送大学学習センター
☎089-923-8544
http://www.u-air.ac.jp

県営住宅の空き家待ち入居者

既設の県営住宅に、空き家が生じた場合に入居していただく世帯を募集します。今回のお申し込みは、次年度の募集受付開始日まで有効です。

申込期間 平成18年2月1日（水）～2月9日（木）*申込書の配付は1月16日（月）から
申込場所 宇和島地方局建設

部建築指導課 入居順位の抽選

★抽選日時 平成18年3月2日（木）13時
★抽選場所 宇和島地方局庁舎7階大会議室
家賃 申込者等の収入等に基づき、公営住宅法に定める方法により算定されます。
申込資格 次のア、イのすべてに該当するもの
ア 現に同居し、または同居しようとする親族があり、住宅に困窮している者（単身者でも申し込み可能な場合があります）
イ 公営住宅法に定める収入基準に適合する者
入居予定日 空家が出来しだい、入居順位に従い連絡します。
問合せ先 宇和島地方局建設部建築指導課
☎22-5211 内線425

その他

産業別最低賃金改正

愛媛労働局では、産業別最低賃金を改正し、平成17年12月25日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。

- ① パルプ、紙製造業最低賃金（1時間740円）
- ② 一般機械器具製造業最低賃金（1時間756円）
- ③ 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品、デバイス製造業最低賃金（1時間

716円）④各種商品小売業最低賃金（1時間670円）
なお、⑤船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（1時間764円）は平成17年度の改正はありません。

また、①から⑤すべての最低賃金に適用除外の労働者と、①と③の最低賃金には適用除外の業種が決められています。詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先
愛媛労働局 貸金室
☎089-9335-5205
宇和島労働基準監督署
☎22-4655

解雇、セクハラ、賃下げ・・・

職場トラブルの相談は 労働局へ

職場での処遇や待遇、従業員の労務管理等について、疑問に思ったり、悩んだりしていませんか？愛媛労働局では、職場での悩みを解決するため、次のようなサービスを公平な立場で無料で提供しています。経営者、従業員どちらの立場の方も利用できますので、悩んでいるいでお気軽に相談ください。

①総合労働相談

悩みの多くは、法令や判例を知ることで解決の道筋が見えてきます。秘密厳守で必要な情報提供やアドバイスを行います。

②紛争解決制度

民事紛争の最終的解決手段としては、裁判制度がありますが、それには多くの時間と費用がかかかってしまいます。納得できないけど裁判まではという方のために希望により労働局が労使紛争の解決をお手伝いします。

当事者同士の判断で解決できるよう、考え方や道筋を助言したり、委嘱した弁護士等の専門家によるあつせんでの合意・和解に導くなど必要な援助を行います。

問合せ先
愛媛労働局総務部企画室
☎089-9335-5208

事業主の皆さんへ

平成18年度償却資産申告は 1月31日までに 平成18年度償却資産の申告期限は1月31日（火）です。期限までに鬼北町内にある償却資産を一括して、鬼北町役場税務課まで申告してください。

問合せ先
鬼北町役場税務課資産評価係
（内線224,225）

国民年金・厚生年金保険

老齢給付の裁定請求書の「事前送付」が始まりました。

… 平成17年10月から実施しています …

社会保険庁では、年金請求者の利便性の向上や裁定請求漏れの防止を図ることを目的として、社会保険業務センターが管理している年金加入記録により、老齢基礎年金の受給要件が確認できた方に対し、年金加入期間等をあらかじめ印字した「裁定請求書」を年金開始年齢到達月の3カ月前に、本人宛に送付しています。

送付対象者は、年金の受給資格があり、60歳および65歳で受給権が発生する方としており、「裁定請求書」には、基礎年金番号・氏名・生年月日・性別・住所および年金加入履歴等があらかじめ印字されており、それぞれの到達月の3カ月前に送付します。

また、60歳で受給資格が確認できない方には、裁定請求の案内（はがき）を送付します。

【問合せ先】

愛媛社会保険事務局宇和島事務所 ☎22-5440（代表）
鬼北町役場 町民課保険年金係 ☎45-1111（内線216）